

令和2年（2020年）3月13日
熊本県教育庁教育指導局特別支援教育課

令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の二次募集における新型コロナウイルス感染症感染者等に対する対応について

受検機会を十分に確保する観点から、二次募集における「新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置」について下記のとおり定めましたのでお知らせします。

※下線部は今回新たに追加した部分です。

記

1 対象

次の（1）～（5）のいずれかに該当する者で、特別措置による受検を希望する者

- （1）令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の二次募集に出願したが、新型コロナウイルス感染症患者と診断され、選抜検査当日が就業制限の期間内にある者
- （2）感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が半明していない者
- （3）令和2年度（2020年度）熊本県立特別支援学校高等部入学者選抜の二次募集に出願したが、新型コロナウイルス感染症患者の濃厚接触者として、選抜検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者
- （4）「新型コロナウイルス感染症に関する熊本県教育委員会臨時休業等の基準」に基づき、37.5℃以上の発熱等の症状がある者もしくは同居者に感染者がある者
- （5）医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

2 特別措置の内容

検査及び面接（面談）は行わず、出願者の出身学校から提出された調査書等の書類、本検査（3月10日、11日実施）の結果等を資料として、各特別支援学校高等部等の教育に対する適性について判定し、選抜を行う。

3 手続き等

（1）手続き

ア 令和2年（2020年）3月に中学校（義務教育学校、特別支援学校中学部を含む。以下、同じ。）を卒業見込みの者

（ア）中学校の校長は、出願先の県立特別支援学校長に対し、速やかに連絡を行うとともに「特別措置願（別紙）」を申請期間に提出する。

(イ) 出願先の県立特別支援学校長は、承認の判断を在籍中学校の校長に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

(ウ) 二次募集における検査等の当日に、特別措置の対象となった場合、中学校の校長は、受検者の状況を確認し、速やかに出願先の県立特別支援学校長に対して連絡を行い、申請期間までに「特別措置願（別紙）」を提出する。

イ 平成31年（2019年）3月以前に中学校を卒業した者

(ア) 出願者もしくはその保護者等が、直接、出願先の県立特別支援学校に連絡するとともに、「特別措置願（別紙）」を提出する。その際、「特別措置願（別紙）」の中学校長証明欄への記載は不要とする。

(イ) 出願先の県立特別支援学校長は、承認の判断を出願者もしくはその保護者等に伝えるとともに、承認の場合は特別措置を行う。

(2) 申請期間

令和2年（2020年）3月18日（水）から3月25日（水）までの間、毎日午前9時から午後4時までとする。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 合格発表

令和2年（2020年）3月26日（木）に、特別措置対象以外の生徒と一緒に行うものとする。

5 その他

(1) 出願資格上の取扱い

特別措置により本検査（3月10日、11日実施）を欠席した者もいずれかの学校を受検した者と見なすものとする。

(2) 二次募集受付票の送付

二次募集において郵送により出願した者が、特別措置のため二次募集受付票の受領ができない場合、二次募集受付票は3月26日（木）に選抜結果とともに送付することとする。

(3) 教育相談の実施

二次募集の志願者の中には、志願先の特別支援学校の教育相談をこれまでに受けておらず、同校教育の理解等が不十分な場合も想定される。そのため、今年度教育相談を受けていない者が特別措置を申請する場合においては、可能な限り教育相談を受けた上で、願い出るようにすること。

※なお、今後の状況の変化によって対応を変更することがある。

【問合せ先】 熊本県教育庁教育指導局
特別支援教育課

宮本（内線6643）

田崎（内線6668）

ダイヤル：096-333-2683

ファクス：096-384-1563